

海外に植物を輸出する際の法令遵守の徹底について（注意喚起）

令和 2 年 7 月
植 物 防 疫 所

植物を海外に輸出する場合、輸出先国が輸入に際しての植物検疫条件を要求している植物については、植物防疫官から、輸出先国からの要求に適合しているかの検査を受け、合格したものでなければ輸出することができません（植物防疫法第 10 条）。

しかしながら、近年、植物防疫官の検査が必要な植物について、当該検査を受けずに輸出する事例が確認されています。

このような場合、輸出された植物は輸出先国への輸入が認められず輸出先国での廃棄や我が国への返送等の措置がとられることに加え、当該植物を輸出した者は植物防疫法違反として罰則の対象となる可能性があります。

さらに、これらの行為は輸出先国からの日本の植物検疫の信頼性を損なうものであり、場合によっては、我が国からの植物の輸出全般に悪影響が生じることが危惧されます。

このため、植物防疫所でも輸出時のチェックを強化することとしていますが、植物類を輸出される皆様におかれましても、事前に輸出先国の植物検疫条件について適切に把握いただくことはもとより、輸出に際しての規則やルールについても、今一度、十分にご認識いただいた上で、当該規則等を厳守し輸出するようお願いいたします。

輸出検疫に関しまして、ご不明な点等ございましたら、最寄りの植物防疫所の輸出検疫相談窓口までご相談ください。

【各植物防疫（事務）所 輸出検疫相談窓口】

横浜植物防疫所	Tel. 045-211-7155
名古屋植物防疫所	Tel. 052-651-0114
神戸植物防疫所	Tel. 078-331-2384
門司植物防疫所	Tel. 093-280-4319
那覇植物防疫事務所	Tel. 098-868-1679